

大蔵委員会議録 第十九号

昭和四十二年五月二十六日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 原田 憲君

理事 三池 信君

理事 吉田 重延君

理事 武藤 山治君

理事 足立 篤郎君

理事 菅 太郎君

理事 小宮山重四郎君

理事 山田茂太郎君

理事 永田 亮一君

理事 村上信二郎君

理事 山下 元利君

理事 渡辺美智雄君

理事 広瀬 秀吉君

理事 村山 喜一君

理事 横山 利秋君

理事 永末 英一君

理事 藤井 勝志君

理事 毛利 松平君

理事 平林 剛君

理事 竹本 孫一君

理事 大村 襄治君

理事 小峯 柳多君

理事 河野 洋平君

理事 砂田 重民君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 山中 貞則君

理事 阿部 助哉君

理事 堀 昌雄君

理事 柳田 秀一君

理事 春日 一幸君

理事 田中 昭二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 小沢 辰男君

大蔵省主税局長 塩崎 潤君

委員外の出席者

自治省税務局府 石川 一郎君

県税課長 日本専売公社販 斎藤 欣一君

売部長 専 門 員 拔井 光三君

本日の会議に付した案件

印紙税法案(内閣提出第三四号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

印紙税法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

村山喜一君。

○村山(喜)委員 印紙税法は、ことしの税法改正による増加額が百五十一億という数字が出ています。わけですが、いままでの法律を全文改正して、今度整理合理化された形のものが出されておりますが、その内容が、非常に何といいますが、技術的な内容になりますので、私のほうでもそういうような立場から逐次質問をしてみたい。

そこで、まずお伺いをいたしますのは、現行法に三十一号証書というものがございまして、いままで実際の実務に当たる税務署の人たちもその取り扱いに困る、実際は通達やその他によって、あるいは判例等によって状況を補充しなければならぬという内容のものでございまして、今回この三十一号証書が全面改正の中でどのように法律の中にあらわれているのか、これについてまず承っておきたいと思っております。

○塩崎政府委員 御指摘のように、三十一号証書をめぐりましての争いは非常に多かったわけでありまして、今回、全文改正を機会に揚名主義に改めまして、限定列挙いたしましたものだけ課税するという趣旨から、三十一号証書を、一方あるものはそのうちから拾い上げて持ってきたというもので、一方その中で課税の値打ちもないようなものにつきましては排除いたしました。

その例を申し上げますと、新たに三十一号証書から掲名したものは、鉱業権、無体財産権、航空機または営業の譲渡に関する契約書、これは一号に規定してございます。その次は、証券投資信託もしくは貸付信託の受益証券、これは五号に規定してございます。その次は、合併契約書でございまして、第六号に規定してございます。その次は、継続的取引の基本となる契約書、これは八号でござい

います。その次は信用状、これは十二号でございまして、それから、租鉱権、探石権、漁業権または入漁権の設定または譲渡に関する契約書、十四号でございまして、無体財産権の実施権または使用権の設定または譲渡に関する契約書、十四号でございまして、債務の保証に関する契約書、十五号に規定してございます。委任に関する契約書、十七号でございまして、物品または有価証券の譲渡に関する契約書、十九号でございまして、債権譲渡または債務引受けに関する契約書、二十号でございまして、配当金領収証、二十一号でございまして。

なお、三十一号証書からこれまでの課税の経緯から考えましては、共済証書、元保証書、権利の消滅に関する証書、労働協約書、工事負担金契約書、以上でございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、非常にこまかな質問になってまいりますが、例のガソリンの給油券等はどういうような措置になっておりますか。

○塩崎政府委員 私が国税庁におつたときに給油券の通達が出るか出ないかということで検討中ではございましたが、今度の改正の結果は、給油券ははずれることになりました。

○村山(喜)委員 旅行あつせん業者が発行いたします旅館の引きかえ券というのがございまして、前は三十一号証書として指定してございましたが、今は非課税になっております。

○塩崎政府委員 明白に請負に関する契約書に該当すれば別でございまして、一般的にクーポン券は非課税になっております。

○村山(喜)委員 例のワイシャツとか洋服なんかの仕立て券はどういうふうになっておりますか。請負の中に入れるのですか。

○塩崎政府委員 契約書ではないという意味におきまして、課税にはならないことになっております。

例書を調べてみたのですが、洋服の仕立て加工の承り証というのがございまして、これは請負の中に今度入れられることになったんじゃないですか。

○塩崎政府委員 いままでは、三十一号に関する証書ということで、いま申されました仕立て承り証ですか、これは入るといふ解釈でございまして、今度の請負に関する契約書、つまり双務契約書というものを重視いたしまして、そういう契約書という意味では今度はいらない、こういう考え方でございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、これは請負の中には入らないわけですね。

○塩崎政府委員 いま申し上げましたように、証書の場合には三十一号証書だと広く課税されますけれども、今度は、請負に関する契約書、つまり双務契約書の意味には入らない、そういう意味で掲名表文書からははずれますので、そういう点から課税にならない、こういう意味で申し上げておるつもりでございまして。

○村山(喜)委員 前に監査契約書などというのがありましたね。これは公認会計士と監査を受ける会社との間における契約、こういうふうなのは請負契約の中に入るんだということで定めてありますが、今回請負契約の中にこういうふうなものはいれ込んで考えていかれるわけですか。

○塩崎政府委員 監査に關しますところのサービスを請け負うという意味におきまして、私は、請負契約書に入ると思っています。

○村山(喜)委員 そこで、印紙税法の中身を見ましても、何というんですか、非常に解釈の幅が広がって、一体こういうふうなものが多いわけですか。その内容については、たとえば十七号の委任の場合等は二十四の印紙をばらばらいい。ところが、請負ということになりますと、これは非常に

に金額がかさみまして、二十円から二万円というふうな程度に拡大されている。そうやってまいりますと、一体請負と委任とはどういう関係にあるんだということをこの際やはいり明確にしておかなければ、それを適用いたします場合に困ると思うのです。今回は、映画出演契約書というふうなものは、俳優と映画会社との間の請負契約だということで当然新しい請負条項に入っていないわけでありまして、あるいは放送契約書、これもその中に入らるだろう。あるいは広告をいたしますという広告契約書、こういうふうな関係のものも、いわゆる請負契約という中に従来入れてあります。そういうふうなことから、一体これはどういう関係になるのか、今度法律を全文改正されるわけですから、それがどういう関係で成り立つのかということの場合明確にしておかなければ、実際の処理に当たります者が困るわけでございます。権利義務の関係が発生いたしますので、そういうふうな点から困るわけでは、

それで、従来これは請負の部類に入っているんだということでは聞いておりました、たとえば洋服の仕立て加工承り証というふうなものは、今度はオミットするおっしゃいましたね。そうしますと、工事施行に伴う電力需給契約書というものは入りませつか。これはいままでは請負の中に入らんだということで解説等はなされていくわけでは、

○塩崎政府委員 電力需給契約書、これは双務契約書の典型的なものだと思いますので、請負契約書の中に入ると解釈せられます。

なお、いま御指摘の点でございますが、非常に大事な点でございます。私も今回の全文改正に当たりましてはその点に相当配慮をしたつもりでございます。基本的には、民法の請負、委任という定義を私どもも採用せざるを得ない。民法の請負という概念は非常に広いことは、御案内のとおりでございます。そこで、お尋ねの請負と委任との区別は、御案内のように、委任とは当事者の一方が相手方に事務を委託するというところでござ

います。請負は仕事の完成を目的とするものである。こういう点で区別されるといわれております。委任者は委任事務の処理のために費用を要するときに当該費用の前払いを請求することができるが、請負人は仕事の完成がなければ報酬の請求ができない。典型契約の民法の解釈は御案内のとおりでございます。しかし、こういう解釈は別としまして、実はなかなか個々にわたりますといろいろな混合契約的なものが出てまいります。ところで、私どもが今回配慮いたしました一点

といたしましては、いま御指摘のように、委任ならば二十円、請負に関する契約書は段階的な階級額税率、これは民法の定義以上の非常な差が出てくる。そこで、考えましたのは、大体委任とが多いものは請負と違いました金額の小さいものが二十円、こんなような点を着目いたしました。委任との関係も非常に微妙でございますので、百万円未満の請負ならば、委任とのバランスを考慮して二十円、こういうふうなことにいたしました。両者のバランスをできる限りとらう、こういうつもりであらわしております。

○村山(書)委員 請負と委任との関係は、いま説明をいただいたとおりであらうと思っておりますが、実際適用をいたします場合に非常に迷う場合が多いのではなからうかと思っております。というのは、請負は仕事の完成を目的とする、請負人は仕事の

完成後でなければ報酬の請求ができない、こういうことになっておりますが、具体的にこういうような場合は請負に入るのですか。放送契約書、広告業者と広告をしようという人と、それから放送事業主との間における契約書、こういうふうな場合は従来どおり請負契約の中に入らるのですか。○塩崎政府委員 これは、私は、サービスの提供を約することにおきましての請負契約になると解釈されると思っております。○村山(書)委員 そうすると、広告契約書もそうです。○塩崎政府委員 委任の場合、代理店の事情その他デリケートな場合もございましょうけれども、一般的に申せば、広告を請け負うという意味においては請負契約だと私は思っています。○村山(書)委員 エレベーターの機械の補修契約書というのはどういふふうになりますか。○塩崎政府委員 請負契約に該当すると思っております。

○村山(書)委員 一軒の家をつくるのに、普通は請負だということでは発注しますね。だけれども、出来高払い制というのですか、完成前に、ここまでできたからそれによって支払いをいたします、こういうことで、工事の現在の進行の段階においての前払い制がありますね。でき上がったから残りを支払います、こういうことになりまして、これは委任ですか請負ですか。○塩崎政府委員 私は、一つの完成基準と申しますか、進行基準と申しますか、進行基準による請負だと思っております。でき上がった部分の一つの完成したものと見まして提供するところの請負契約だと思っております。

○村山(書)委員 そうすると、その場合は、文書作成者が印紙を納税しなければならぬ義務がいつ発生するのですか。○塩崎政府委員 文書を作成したときでございます。○村山(書)委員 その報酬を前払いで一応もらうという形のものをとっても、その前に契約を取り

かわしたときに発生するのですか。○塩崎政府委員 さようでございます。○村山(書)委員 そういたしますと、これは、法律の解釈の上からは請負者は当該費用の前払いを請求できないのに、請求したということになりませんか。もちろん金額ではありませんけれども。○塩崎政府委員 それは、前払いと申しますか、両当事者の契約によりまして、一定の進行したものを自分で完成したものと見て、それに対して対価を払った、こういった意味の契約だと私は思うのでございます。法人税法でも進行基準ということで収益の計上を認める慣習がございますが、進行して一定のところで打ち切るといふことは、そこででき上がったそれ自体を完成したものと見ても十分成り立つことではないか、こういうふうに思っています。

○村山(書)委員 そこで、たとえば、家屋の新築をいたします場合に、あなたとの間においては主体工事だけは契約をして委任をいたします、材料は私のほうから提供します、それから、あなたの場合には、屋内工事についてはこういうふうな場合があります、あるいは、それに伴う付帯工事あるいは屋外の場合等については別の人と契約をする。そうして最終的に一つの家ができていく。こういうような場合には、それぞれについて請負の文書契約ということになりますか。○塩崎政府委員 契約が下請まで含まれてたくさんの方々と行なわれることも非常に多い事例でございます。そういうふうに考えられると思っております。

○村山(書)委員 どうも質問の内容がきわめて具体的にこまかい内容にわたって恐縮なんです、法律そのものがそういうような内容のものですか、その点は御了承願いたいと思っております。そこで、文書税として、補充税としての性格を持つてこの印紙税なんです、やはりこれの限度というものをどこら辺に置かかということが非常に問題であらうと思っております。今回の場合には二万円というふうなものもあらわれておるわけ

です。それで、そういうものはたして適当であるかいなかという判断の基準と申しますか、これは一体どこに基準を設定をされてこういうような改正をされたのか、これについて承りたいと思います。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、まず第一には、これまでの税率がどんな負担関係にあったか、それがまた経済に対してどういうふうな影響をしておったかということがまず第一の判断の基準だと思います。そして、第二には、その税率がきめられたとき以降の経済の発展状況、これを考えまして、どの程度の税率を新しく盛り込んだらいいのか、こういった二つの角度から大体きめられるべきものだ、かように私は考えております。

○村山(喜)委員 所得なり物価水準というものを一つの基準としてお考えになったのだという法案説明をなさったのです。そうなりますと、いわゆる所得は一応の統計的なものがあります、物価もあるのですが、物価が上昇をしたから印紙税も上げるのだ、こういうような考え方に基づいて出されるわけですか。

○塩崎政府委員 御案内のように、たとえば一通十円という表示をいたしておきまして、これを貨幣価値——おそらく、きめたときには、その当時の貨幣価値で十円ということ念頭に置いてきめたと思うのでございます。そしてまた、歳入をそれで予定しておいたと思うわけでございますが、そういう貨幣価値の変動がございまして、一通十円ということでは据え置きますと、これはもう負担の面から見てもおかしくなりますし、また、国の歳入の見地から申しても非常に実際にそぐわない税金になる、こういうことだと思っております。私どもは、インフレ時代には、昭和二十三、四年くらいまでは、毎年毎年、こういった低額税率につきましてはインフレーションの程度に応じて上げてまいりました。その中では、印紙税ではなくて、酒税までも上げないと、やみ物価のほうが大んどん進んでまいりますのでわずかな税金になっ

てしまし、税負担をいたしましても消費者には非常に軽いものになる。こんなような関係で、過去には貨幣価値の点を私どもは非常に注目いたしまして上げてまいったことは事実でございます。私は当時二課長でございましたが、この印紙税は、昭和二十九年に、長らく据え置いておったという理由から五倍に上げて、二円の税率を十円に上げて、現在までに至っておるわけでございまして、

○村山(喜)委員 先ほど私が伺いましたときに聞き漏らしたのですが、仕立て券というものが例の三十一号証書で処理されておりましたね。これはどういうふうな今後はなるのですか。それと、乗車伝票、タクシーなどに乗る場合の乗車伝票ですね。こういうようなものは今度は何号証書になるのですか。

○塩崎政府委員 先ほど乗御指摘の三十一号証書では抜けておったと思うのですが、これはどういうぐあいになりますか。

○塩崎政府委員 先ほど乗御指摘の三十一号証書券あるいは給油券、こういったような、一方的に物品あるいはサービスを提供することを約する証書も入っていたのであります。仕立て券は、御案内のように請負に關しますが、今回の契約書ではないということ、二号の請負に關する契約書には入らないと思っております。一方、それでは物品切手に入るかということもございまして、サービスの給付を証する証書はそれに該当しないことになつておきますので、いずれもそれは入らない、こういうことになります。

○村山(喜)委員 そういたしますと、それは整理された、こういうふうな承つてよろしゅうございませぬ。

○塩崎政府委員 三十一号証書の広範な解釈の中に入つておりましたものとして整理をしたことは間違いないと思いません。

○村山(喜)委員 ほかのものでもこれは新たに追加するなりしてはいないわけですね。従来は三十

一号証書として印紙税を納めなければならなかったが、今度はもうそういうような必要性がない、こういうふうに見てさしつかえないですね。

○塩崎政府委員 さようでございます。

○村山(喜)委員 さらば、買物のクーポン券等のもは、一体これは物品切手としての取り扱いを受けるのか受けないのかという問題があるかと思うのですが、いまのようなものと同じような性格を備えるものだと私は思うのです。従来は一定限度まで掛け売りを約して発行されるものは物品切手ではないという解釈でございましたね。この前、今度の税制改正の説明のときに、クーポン券というものは物品切手の中に入れて考えるのだというふうなことをたしか承つたように記憶しているのですが、その取り扱いはどういうふうにするのですか。

○塩崎政府委員 クーポン券にも種々の形態がありますけれども、まず第一に、売買契約書に該当するかどうかといひますと、これは売買契約書、双務契約的なものではございません。それに該当いたさない、こういうことにはまず第一になるわけでございます。第二には、物品切手となるかと申しますと、これも物品切手のような物品の給付請求権を表象する証書ではないという意味で物品切手にも該当しない。こういう意味で、三十一号証書でこれまでいろいろ問題がございまして、御理解願ひたいと思ひます。

なお、形態にもよりますけれども、売買契約書に該当するものもあろうかと思ひますけれども、そこはひとつ個別的に——一般的にクーポン券といひましても、先生の頭に置いておられるというのとは違つ場合もありますので、売買契約書に該当するようないわば双務契約的なものをクーポン券といわれども、それは困るわけでござい

ますが、普通商店会あたりが発行しておりますようなクーポン券、これは売買契約書でもなければ物品切手でもないという意味で掲名文書には該

当いたしませんので課税からはずれる、こういうふうな申し上げておるつもりであります。

○村山(喜)委員 そういたしますと、百貨店等の商品券というものがございませぬ。商品券は物品給付請求権を表象する有価証券だということで、いままでは物品切手の代表的なものとして取り上げられておったのです。ところが、そういうようなものは今度はやはり物品切手として残るわけでしょう。ところが、買物のクーポン券のようなものは、一定限度までの掛け売りを約して発行されるものは、これは物品切手ではないのだ、こういうことになりまして、それとのバランスという問題はどうか。

○塩崎政府委員 バランス、これはいろいろな考え方がございまして、物品切手は、御案内のように、金を前払いをいたしまして、そして、物品の給付を請求する証書、請求権を表象する証書をいたしたくわけでございまして、ところが、クーポン券は、御案内のように、別に金を払っていくものでもございませぬ。そこにバランスと申しまして、経済的な性格が相当の差がある、こういうふうな考えられると思ひます。

○村山(喜)委員 私はやはり、従来は三十一号証書とみなしまして、その間における物品切手との間のバランスをとつておつたと思つたのです。ところが、そういうふうな仕立て券とかクーポン券が三十一号証書からはずされた。けつこうなことだと思つたのです、そういう意味においては、だけれども、物品切手としての商品券等は、そういうふうになつてまいりますと、勢い今度は営業の形態という面からそういうふうな方向に移行していくというふうなことは考えられませぬか。

○塩崎政府委員 バランスをとる意味においてクーポン券もいままで三十一号証書として入つておつたというお話でございまして、そういうバランスも大事でございまして、おそらく、いままでの私どもの印紙税の解釈では、すべての文書は何らか財産権の創設、移転、変更、消滅に關するものだという意味で、定額の十円を課税してお

た私は思うのでございます。ところが、物品切手は、御承知のように百分の六というきわめて低率の、いわば百貨店税のようなものでございまして、これとのバランスをとるといっても、なかなか十円くらいではバランスがとれるものではございません。むしろ、いま申しましたように、課税の趣旨は、三十一号証券というものが非常に広範な、印紙税のすべての文書に課税するという趣旨から来ておる、こういう意味でございますが、今回は、私も、支払い能力、それからまた課税上のトラブル、これを考えますと、明確にしたほうがよからうということで明確にし、除外したわけでございます。

若干の移動はあるかもしれませんが、いま百貨店がクーポン券のほうに変わる、金も支払わないで掛け売りの証拠みたいなものになるというふうなことは、私は直ちにとは思いません。

○村山(喜)委員 じゃ、次にまいりますが、現行法の第五条の整理をされたわけですね。非常に雑多な事項がずらりと掲載されているのを整理されて、そうして別表の一から三にかけるのを整理しようとするわけですが、この中で、前はいわゆる労働金庫等に対するところの特別な措置は現行法の五条ではあるわけですね。ところが、法案の六十ページの二十三号ですか、「信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳」というようなことで、労働金庫等の名前がなくなっておるわけですね。

そこで、一体これが政令の中でどういうふうにか考えられるかということが問題にならうかと思うのですが、私が御質問しようと思っているのは、現行法の五条では非常にたくさん列挙されてありますので、一体どういふようなものかどの事項に該当するのだということが明文化されておるわけですけれども、しかし、今度整理合理化ということで、法体系の上ではなるほど整理合理化されていると思うのですが、それが政令に委任をするような事項の中にはあるわけですね。そうなつてま

いりますと、現在までそういうふうなふうにして、何といひますか、保護されておったものが、政令の段階で落とされる心配というものはないのかどうか。この点については、政令をつくられる場合等における問題として、現行法でそのような措置がとられていたものは全面的にこれを認めていく方針であるのかどうか、この点を明らかにしておいていただきたい。

○塩崎政府委員 現在印紙税法は、過去の沿革もございまして、いま申されましたような非課税法人あるいは非課税証券、これは一々法律で書いていくような慣行が相当これまで行なわれてきております。そのために非常に税法がわかりにくくなっております。これが第一点でございます。第二点は、各種の法律をつくり出す際にも一々また印紙税法を附則で直さざるを得ない。そういった点と、ほかの法律なりまたほかの委員会にかかっていくようなことにもなりますので、その点も非常に複雑であり、時期的にも問題でございます。そんなような意味で、今回は、他の法律とのバランスも考えまして、はなはだ恐縮でございます。もう一つは、非課税法人あるいは非課税証券の一定のものを政令に移すことには、さしあたりお断りいたします。

しかし、その考え方は、別にここで整理するという点ではございまして、技術的な意味でございまして、これは現行の法律のままを政令に乗っけていきたい。したがって、御指摘の労働金庫は、私どものいま予定しております政令案の、預金通帳の非課税となる金融機関の範囲の中にこれは当然予定しておるのでございます。

○村山(喜)委員 そこで、今度新たに追加された非課税法人と非課税証券の内容ですね。ちょっと、新たに追加されたものを説明願いたい。それから、その必要性……。○塩崎政府委員 非課税法人をこれまでのバランスから見まして追加いたしましたのは、まず第一に港務局、御案内の港灣工事等をやります港務局、これは国といつてもいいわけでございます

が、別の人格をとりましたので、これを新たに指定いたしました。そのほか、やはり国とは別人格でございますが、全額国が出資しておるような意味においての日本中央競馬会、さらにまた、国の行なう事業を代行してやっておるという意味におきまして土地地区面整理組合、この三つを追加いたしました。さらにまた、これは従来は出資証券のみが非課税となつておりましたが、御案内のように国鉄が非課税法人となつております。そういった意味で、出資法人のみが非課税となつておりました、しかもその他個々の内容を見ますと政府あるいは地方公共団体しか出資のない帝都高速度交通営団を非課税法人の中に入れたのでございまして、したがって、四つ追加したと言つていいかと思つております。

次は、非課税証券の追加でございますが、社会保険診療報酬支払い基金が市町村その他の保険者との間で業務委託契約を締結する際の契約書を、健康保険組合との権衡から非課税とする必要がございます。と考へましたので、これを追加いたしました。

○村山(喜)委員 今回追加されたものは、それぞの理由が明白でありますので問題はないわけですが、ここに掲示されてあります中で、まあ行政監視委員会あたりでも、一体この公社、公団といわれる機関はどのような業務をやり、どのよう業務運営がなつていのかさっぱりわけがわからぬと言われるようなものがあるわけですね。ありますよ、百七ですか。特殊法人というのですか、そういうようなものが現在ある。中には、補助金だけのもらつておるけれども、業務は一体何をやっていのかわからぬし、役員が二、三人しかいない、こういうような団体もあるようでありまして、そういうようなものがないかと思つて私も見てみましたら、この中にもあるのですが、あなた方はこういうふうなふうにして非課税法人として指定される。そうすると、それらの団体がどういふような業務内容を行ない、どのように活動し、何のためにこういうふうな非課税法人の扱い

をしなければならぬのか、その必要性については全部調査をされておいでになりますか。

○塩崎政府委員 法律を各省がつくりまして、このように特殊法人をつくる。その際には、その設立の目的あるいは業務内容、これらにつきまして十分詳細に私どもも意見を拝聴いたしました。これは非常な論議をかわすことは間違ひございません。ただ、その後実際にこれがどう活動しているかという点は、ときどきいろいろ話を聞きまして注意を促す程度のことにはありまして、厳密な意味で、行政管理庁のような意味で監査をし、あるいは印紙税法の非課税の趣旨をもう一べん再検討するという段階までの調査はしてないことは事実でございます。なお、しかし、そういった団体は非課税となつておられますけれども、これが特別な恩恵かどうか。これは、よく見てみると、大抵が営業であります。大体印紙税は営業に関する証券、帳簿が中心的な課税物件だと私は思つてます。御案内のように、これらの団体は、営業とか事業とかいふものよりも、むしろ、いろいろの宣伝とか、そういった非営業、非事業的なものが多いのでございまして、そういった意味では、私は、その点やかましく言うことも、それほどの実益も乏しいような感じがいたしております。

○村山(喜)委員 私たちは、どこかどういふことはきょうはもう指摘はいたしませんけれども、これが一体営業をやつていられるかと思われよう。なものでこの中にありますよ。設立の目的から言つても、現在活動をしていられる内容から言つても、それが主たる活動ではない、そういうものがあります。そのようなものはやはり、この際全文改正をされるわけですから、非課税法人の一覽表をお出しになる以上は、当然その必要性がないようなものまでここに列挙する必要はないわけですからね。これだけの恩典を与えようというのですから、法律の上で恩典を与えられたけれども実際は何もならないというふうなことで、これは何のために法律をつつておるのかわからぬという

ことになりかねない。したがって、これはやはり、今後あなた方が實際これを適用される場合に、もっと厳密に内容を調査されて、チェックされる必要があるかと思うのです。そのことだけ私は申し上げたいと思いますが、その気持ちで取り組んでいただければかどうかが。

○塩崎政府委員 今回はもう全文改正に若干忙殺された感じでごさいます、おっしゃるような非課税法人の身分あるいは非課税文書の実態、これらについての検討は、先生のおっしゃったように十分でない面のあることは私も認めるわけでごさいます。今後私どもは、やはり実態に即するような税制が大事でございますので、今後そういった角度からの検討は続けていきたい、かように思います。

○村山(喜)委員 前は、労働契約に基づくものとして、雇用に関する証書の中で三十一号証書として労働協約等は処理されてきたわけですが、今度からこれが不されるということ先ほど説明で承りました。それとの関係で、労働慣行の中であらいます委任状というものがあつた。いろいろな問題を委任を受けて交渉をする、こういうような場合には、やはり委任状には委任に関する条項で二十円の収入印紙をはらなければならぬんですか。

○塩崎政府委員 委任状という広範な規定のしかたでございまして、株主総会の委任状のみならず、広い意味の委任状はこれに該当いたします。思いますので、二十円の印紙をはらっていただきたい、こういうことにならうかと思ひます。

○村山(喜)委員 ところで、私はふしぎでならないんです。労働協約ができた、これは当事者間で労働契約の形になっておるわけですが、これをはずしたということは非常にいいと思ひます。これをはずすだけでも、それと関連をするような、別に営利を目的にするわけじゃないんですが、交渉の委任を取りつけて、そして交渉に行く、その場合にやはりそういうような収入印紙を一つはらなければならぬのか。非常に複雑でもあつた、むしろ

ろそういうようなものは労働協約締結の分が三十一号証書からはずされたわけですから、営利を目的としないうようなものについては、これはもう必要なのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 おっしゃる実質的な意味は私も十分理解できると思ひます。ただ、印紙税というものの性格を考へてみますと、やはり外形的な文書の性質に着目した税、そこに多分の問題はありまして、やはり形式的な委任状というところではどうか、委任状といつても、こういうものはどうか、こういうものは入れ、こういうものははずすということになります。そういった意味で、ひとつ長年の分類を尊重していきまして、この際は外形を基準として、委任状となれば全体的に考へざるを得ない、こういう考へ方だと思ひます。

○村山(喜)委員 これは、広い意味においては労働権といふものは財産権の中に入ると思ひますけれども、言うならば、一つの人権として、生存権としての労働権だと私は思ひます。したがって、身分に関する問題等を取り扱うので、あなたの委任状をくださいと私に私がかかりました。そして私がその人にかかりました。交渉をするというのが今日労働慣習として成り立つておるわけですね。その場合、いまままで労働契約の条項がありましたから、そういうような労働協約等に對しては三十一号証書として印紙をはらなければならぬということに処理されてきたのだけれども、これは今度は整理をされたわけですから、それとの同じ面における共通の場として、そういうようなものをやるのについて一つ委任状に収入印紙をはらなければなりませんか。そういふのは、これはやはり問題があるのではないか。そういうような形において押えつけようというふうな考へ方はないわけですが、財産権の移転その他の流通段階における捕捉を中間段階でしようというのととは筋合いが違うのではないかと

思ひます。これはやはり法律の解釈の中で措置ができるのではないかと思ひます。労働に関する事項というのはオミットすることができぬことではないのですから、その点はどうか。これは小沢政務次官からやはり政治的にお答えを願ひなければならぬことだと思ひます。

○小沢政府委員 おっしゃることはよくわかるのですが、労働組合の委任状のみならず、たとえば、私もそれぞれが政治が累進で選挙対策委員会を開くとかあるいは役員会を開くとか、そういう場合に、やれ慣例として委任状を正式に出してこれというふうなこともございまして、いろいろな意味での干差万別な委任状というものがあつたと思ひます。あれはいい、これはいいということにこまかく全部規定をしていくわけにいきません。どうしてか印紙税の性格として画一的なものにしておかなければいかぬものですから、この点は、御趣旨はわかりませんが、法律上の規定のしかたとして、画一的にやはり委任状はいただく、はらなければならないのだというふうなことにしておきませんと、私も思ひます。一々個々の事例を全部干差万別のものをあげまして、これはいいのだ、これは悪いのだというしかたでも困難だと思ひますので、御趣旨はよくわかりませんが、その点は法律上一定の制約があることを御理解願ひたいと思ひます。

○村山(喜)委員 どうも私は納得できないのです。大体、財産権の創設等にかつむ問題としてこの印紙というものは生まれてきたものでしょう。だから、これは明らかに身分権、生存権というよりも人格権です。生存権なんです。労働運動の中において委任状をもつてくる。何というのですか不利な労働行為あるいはその他の首切りを受けた、それは付随的に身分権が伴うし、それに伴う給付権というものがやがては発生するでしょうけれども、やめるかやめないかという問題についての具体的な問題等については、これはやはりそこには人格権というものが、生存権ですから発生するんじゃないか。だから、法律のスタイル

としてはこういうような委任に関する事項ということで包括的に処理をかりにされたとしても、そういうようなものについては実情に応じてやはり何らかの措置をするということがなければ、片一方においては三十一号証書でそういうような労働契約に関するものはオミットしました、整理いたしましたとしておいて、片一方ではこういう委任状を含めるといふことはおかしいと思ひます。これは株主としての権利行使をするものとは違つた思ひます。そういうような点はやはりどうでしょう。実情に応じてこれを解釈をするというわけにはまいりませんか。

○塩崎政府委員 解釈というわけには、法律に委任状と書いておられますので、私はできないと思ひます。まあ今後の検討問題として十分検討しておつたわけでごさいます。今般掲名主義に改める際、そういう社会的な問題になるようなものはできる限りはずした。しかしながら、委任状全般につきましては、いろいろなケースがあるから、これはやはり外形で委任状に該当いたしますれば課税物件に該当する、こういうことを考へておるわけでごさいます。一々その内容につきまして判断することも非常にトラブルを起す。何回も繰り返すになりますけれども、今後十分そのような執行上の問題といたしまして検討してまいりたい、かように思ひます。

○村山(喜)委員 この問題は、いまもお話がありましたように、身元保証書ですか、そういうものもはずしたのですから、そして労働協約もはずしたのですから、やはり、人格権に伴うようなものは、委任状というものは私はずすべきだと思ひます。そういうようなものはひとつ、これから具体的な事例等もたくさん出てくるだろうと思ひますし、もう少し運用の中において検討をしていくように要望申し上げます。

次に、従来学校債というのがありますね。これ

は、私学あたりに子供たちを入学せしめる場合には、学校債という形で引き受けをせざるを得ない。これもいままでの取り扱いには、今後有価証券的な働きをするものについては云々ということ、債券に該当するのだということでは取り扱いはされておりましたね。そうなつてまいりますと、今後はこれは五号証券として取り扱いはするのですか。非常に問題がありますのは、強度の有価証券性を備える学校債券は債券に該当するといふ解釈でやられたわけですが、こういうようなものは、父兄を対象にして資金調達をやるといふ形の中で規制をしなければならぬ筋合いのものかどうかですね。五号証券として今後取り扱いはされるつもりですか。

○塩崎政府委員 これまでは学校債は印紙税の対象としておりましたが、今度の規定のしかたでは、五号には少なくとも入らないこととございます。五号は社債券となつておりますので、学校は会社でもございませぬので商法上の社債を発行することとできません。問題は、消費貸借に該当することになるかならないかということとございませぬが、それは契約の態様によるかと思ひます。

○村山(書)委員 これは、父兄を対象にして資金調達いたすわけですから、借りましたという消費貸借の対象として当てはめようと思へばできぬことではないでしょうか。そういうような考え方で処理されるのですか。

それはあとで答弁を願うことにいたしました、時間がありますから引き続きお尋ねしてまいります。今度租税特別措置法で、御承知のように漁協等の合併促進というのがありましたね。そういうような立場から、農業協同組合なりあるいは漁業協同組合、そういうものの合併に当たっては租税特別措置法の恩恵を与えるわけですね。そういういたしますと、現行法の二十六号、新しい六号、七号ですか、これによりますと、合併契約書、それから定款、これは十円を千円に引き上げられるようになっておりますね。そういうようなことで、印紙税は百倍に引き上げる。この中に入るの

ですか。

○塩崎政府委員 六号の合併契約書については、法律に基づきますところの特別法人、たとえば協同組合、これらの合併は入らない。いわゆる商法による会社、それから有限会社、相互会社、いわゆる営利会社に限定されておりますので、六号の合併契約書には入りませぬ。

○村山(書)委員 入らないというのはどこでそういうふう限定しているわけですか。

○塩崎政府委員 五十四ページの六号の三行目に合併契約書の定義がございませぬ。それに、合併契約書とは商法第四百八条第一項云々というふうな、営利会社に限定するような書き方をいたしております。

○村山(書)委員 最後に一つだけお聞きします。印紙税収入の課税捕捉率というのはどのくらいになっておりますか。

○塩崎政府委員 これも、印紙税の捕捉率がしばしば問題になるわけとございませぬ。私どももこの捕捉率について知りたいと思つてございませぬが、捕捉率がわかればもう少し収入も上がるわけ、実は相当な脱税があるやに言われておりますが、多分に受け取り書とかいった面、あるいは解積の非常にむずかしい面、これらについて、課税漏れがあるやに言われておるやうでございませぬ。しかしながら、御案内のように、株券とか社債券とか、あるいは預貯金の証書、これらのものが課税物件としてはウェットが高いと思つてございませぬ。そういう意味で、言われるほどの課税漏れはない、こんなやうに見えております。犯罪取締法の適用におきまして、私たちは相当の数の犯罪の検挙件数を毎年毎年見えております。これはむしろ、一文書一件というふう計算しますと、そういうことによつて印紙税の納税が担保されておるわけとございませぬ。私は、言われるほどの、全体としての課税漏れというものは、そんなにはない、こういうふうに見ております。

○村山(書)委員 言われるほどのものはない、しかしわからない、こういうふうに見ております。

かしわらない、こういうようなさっぱりわからぬ答弁で、まことに政治的な答弁だと思つております。現行法によるものが一千六百三億で、今度大体二倍に引き上げておきながら法改正によつて百五十一億増収になる、それがどうも私たちにわからぬのです。整理合理化をしたとおっしゃるのだけれども、そうたいして整理合理化されていない。まあクーポン券とか仕立て券とか、あるいは乗車券とかガソリン給油券くらいが合理化された程度で、あとはほとんど倍に引き上げ、あるいは中には百倍に引き上げたようなものもあるわけですが、それにしてもえらく収入の伸びは低く押えておるのですが、これは一体どういふような積算に基づいてこのようにされたのですか。

○塩崎政府委員 私ども御提出申し上げておりますところの租税及び印紙収入の予算の説明からそういうふうな奇異に感ぜられたと思つてございませぬ。租税及び印紙収入は、実は印紙税のみならず登録税も印紙の形で収入しておりますので、印紙収入は印紙税だけでございませぬ。印紙収入は約一千億でございますが、そのうちの印紙税は三百四十三億でございます。そうして、今回の二倍引き上げによつて引き上がりますところの印紙税だけの増収見込みは約百一十億、こういうふうな考へております。これは、階級定額のものもございませぬので、必ずしも全部が倍には引き上がらない。さらにまた、御案内のように、受け取り書の免税点は三千円から一万円に引き上げた。したがつて、全体としては、二倍の増収にはならないで、約三〇%の増収であります。

○村山(書)委員 三分の一程度が増収になる。そういういたしますと、こまかい資料にと思ひます。が、何号による分が幾ら、何が幾らというのにはそこに積算されておる数字があると思つておりますが、それはございませぬか。

○塩崎政府委員 それは捕捉率にも関係するやうな問題ですが、印紙でございませぬので、統計資料は厳密には税務からは出てこないわけですが、一応

の推定を加えましてつくつたので、非常に古いときの課税の実態から見込んでおりますので、御要望のような資料になるかどうか疑問でございませぬが、一応はあると思ひます。

○村山(書)委員 どうも塩崎さんの答弁みたくない答弁をされるわけなんです、やはりこれは、こうして法律として全面改正をされるわけですから、いままでの見積りは、こういうやうなふうなことにわかれれば捕捉をしておるのだということ、ここに押し出したのだのが当然ではないでしようかね。非課税法人等の追加等も出されたわけだし、あるいはまた非課税文書の一覽表も追加して出されておるわけですから、これらに伴う分がいつまで幾らあつたのかというふうになるのだといふ一つの見込み数字だけでもけっこうです。後ほどお出しを願ひたいと思つております。

もう時間がありますのでこれで私はやめますが、いま印紙関係を取り扱つておる業界のほうからは、別に今度のこれに対して「取り扱ひ手数料」とか、そういうやうなものは変わりませぬか。今度のこれをやりますと、納入の方法についてこれが簡素化される。これに伴ひます影響といふものが、それらの取り扱ひをされていらつしやる人たちの上にはあらわれてくるのではなからうかと思つております。そういうやうな影響度合いといふものはどうふうにお考へになつておるか、それを最後に説明願ひます。

○塩崎政府委員 印紙売りさばき人の手数料の問題の御指摘でございませぬが、現在のところ、取り扱ひ手数料を変えてくれという要請はございませぬ。印紙税も、また登録税のほうも、定額制部分は税率引き上げになっておりますので、そういう面からは自然と増収が出てくるかと思ひます。一方、現金納付の範囲が若干広がるといふやうなことで、大体相殺する要素が働きますので、私は、影響もない、むしろ手数料としてはふえるやうな傾向でないか、こういうふうに見ております。

○村山(書)委員 私は、この納付方法の合理化に

伴いまして現金納付のほうがかえってふえてくるのではないかと思うのです。そういうようなところから、収入印紙等の売りさばきをしている人たちが、あなたの方のところには声が聞こえていないかも知れぬけれども、今度のこの法改正については問題があるのだということを描き描きしては承っている。そういうような点については大体どういふような見込みになるのか、いまのところではかえって手数料はふえるだろうという見方をしておられるようですが、もしそういうふうな見方を裏づける資料がありましたら、これまたお示しをいただきたいと思うのですが、そういうふうなのはありますか。

○堀崎政府委員 これもまた推定でございますので、私どもの経験によります推定資料を提出したいと思ひます。

○村山(喜)委員 では、終わります。

○内田委員 次は、堀崎君。

○堀崎委員 今度の印紙税法で特に私罰則の問題を少し取り上げておきたいと思ひますけれども、これまで印紙税法では、十一条、十二条、十三条、十三条の二というところでは実罰則を規定をいたしております。今度の印紙税法改正の中の二の問題点として、刑法三十八条一項の適用の問題が導入をされておられるわけでありまして、ちよつとお伺いをいたしたいのは、最近の過去五年間でけっこうですから、印紙税法十一条、十二条、十三条、十三条の二に該当する犯則があつてその処分を受けたものは一体どのくらいあるのでしょうか、お答えを願ひたい。

○堀崎政府委員 犯則検挙件数、これは三十六年から四十年までの実績しかわかりませんが、四十年で恐縮でございますが、三十六年、六万五千八百三十三件、三十七年、八万一千二百九十九、三十八年、九万一千五百八十、三十九年、八万七千五百八、四十年、七万六千六百十七、うち通告処分になりましたものが、三十六年は五万九千三百八十、三十七年、七万九千四百九十七、三十八年、八万九千四百十九、三十九年、八万五千三百三十

八、四十年、これは繰り越しの関係で若干オーバーしておりますが、七万六千四百二十六、以上でございます。

○堀崎委員 そこで、今度の第二十二條、これは刑法三十八條一項との関連で出てきたものでありますけれども、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、こういう規定がついてきています。これは、三十八條一項の適用を除外されておりますから、全部へ来るからその面はなかつたわけけれども、罰則の面では、一年以下の懲役または五万円以下の罰金というものは、印影の改変、計器不正操作、これはだれが見ても明らかに犯意を証明することがはつきりしたものであります。犯意を証明することがはつきりしたものであります。懲役及び五万円以下の罰金、こういうことになつておつたわけですが、今度

は、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、こうなつてきたわけですね。この場合に刑法三十八條一項の犯意なきものと犯意あるものとは、今度一体どこで區別をするかです。印紙がはつてありません、印紙がはつてないのは、それはうっかりしてしまつた、あるいはそこへはつては知りませんでした、おつたぞといつた、知つておつたか知つていなかったか、一体どういふ処置によるのか。今度

はここへ一年以下の懲役という問題が出てきておる。また、前回の印紙税法では、印鑑をつくり変える、計器を不正に操作をする、これはだれが見たつて偽りその他不正の行為で印紙税を免れようとしたことが明らかである。ところが、今度はきつめて恣意的な判断に待つことになると思ひます。今度の改正が一般的にちよつと聞かすといふうちに聞かせるけれども、実際はこれは非常に國民の側にとつて重要な、國民の権利に対する侵害を起すおそれのある問題だと思ひますが、どうですか。

○堀崎政府委員 私どもは全くそんなような意図もございませぬし、法律もそういうふうになつていないと思ひます。単純に印紙をはらなかつた者に対しましてこの刑罰は二十五條のほうで、「第八條第一項の規定による相当印紙のほり付けをしなかつた者」は三万円以下の罰金または料科に処する、これが刑事罰でございます。二十二條は、すべての税法にございまして、積極的な、詐偽その他不正の行為をもちまして印紙税を免れた者に対する罰則規定でございます。

なお、御案内のように、これはもう説明を要しないかも知れませんが、これまでは、故意または過失を問はず、はらなかつたならば通告処分によりまして簡単に罰金相当額で印紙税の脱漏を補つておつたことは御案内のとおりでございます。今回は、そういうことは非常に御批判が多いわけでございますので、御案内のように、国税犯則取締法という相当強力なる規定の適用をいたします關係上、納税者から、罰金相当額という威嚇的な手段は何だ、単純にはつてなかつただけでそういった強力なる手段で罰金相当額を徴収していくことはどうかという御批判もございまして、これをひとつ直接税式な過怠税で簡単に処理していく、こういうことにはつてもございませぬ。

○堀崎委員 そうすると、いま犯則件数をずっと述べられたけれども、この中で今度の二十二條に該当するものがあるか、御案内のとおりでございますか。これは私非常にむずかしい問題だと思ひます。

○堀崎政府委員 私も税務署長時代に初めて経験した例をいつも申し上げるのですが、間接税の係の連中が酒の検査が終わりますと印紙税の検査といたつたことに移るわけでございますが、そういうむずかしい事例は一つもないわけでございます。単純に帳簿を見て、これははつていないというわけで押収してまいりまして、署長の机の前に無数の帳簿が積み重ねられるような事例がございまして、非常にむずかしいような事例はなくて、単純にはつてなかつたということだけがほとんどで、

九九%までそれだと思ひます。

○堀崎委員 法律のたてまえからして、印紙をはら、はらないという問題は、これは確かに税金なんでしょうけれども、感覚としては税金の取り扱ひの感覚を國民は持つていないんじゃないかと思ひます。だから、それは印紙税といふは確かに税だけども、普通町の人たちは、印紙を買つてはるんだと思つて居るのです。だから、買つてはるということが税だといふ感じがするの、お互いと税務署員との間で、國民はそういう感覚で問題を処理してないところ、多少そういう問題があるから、そこで、この二十二條、そんなところが何か特別に脱税をしようという意図で起るということ、いまお話しのようにあまりないことなんだろう。そういう意味ではその書き方はどうあつてもいいんだけれども、やはりこの前の十三條の二のようなものだけが作為のあるもので、あとはまあ実際にはこれだけのものを刑法三十八條の適用除外をしておくと程度でもこと足りるのではないか。どうもそこが、大げさに二十二條に、「偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者」、偽りその他不正の行為により第十四條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者」とはつと出てきたから……これは印紙税の還付を偽りまたは不正な事実で受けようとした例はありますか。

○堀崎政府委員 御指摘のように、確かに大げさな感じがありますが、印紙税法のみならず、税法の罰則は全般的にこういう体系をとつております。さらにまた、申告納付の範囲も広げておきましたので、たとへば株式会社株券の印紙税、これはやはり相当な金額にもなりますし、むしろ町の商人の方々が受け取り証にはる印紙とは違つた性格もまたあるかと私は思ひます。そういう意味で、体系の整備といひますが、全体の罰則の体系と合つたわけでございますが、なお、御質問の詐偽その他不正の行為で還付を受けようとした事例はまず聞いたことはございませぬ。大勢に合つただけでございます。

○堀委員 これは他との権衡の関係というようなことでおそろしくいうかっこうになったと思うのですが、どうもこれは、ずらつとながめて見たところでは、いまの犯意によらざるものというところは、これまででは処分されたけれども、今度も過怠金ということで、各前は罰金と過怠金の相違だけれども、金を取られることには違いないわけです。だから、何かそういう点では、どうも今度の改正は必ずしもそれほど罰則の点が改善されたというふうなほどにも感じない。

○堀委員 これは、法務省の刑事局とも相談いたしました。全体の罰金の体系と申しますか、金額のバランスをとってつくつただけでございます。

○堀委員 バランスかどうか知りませんがね。要するに、金を取られることにおいては変わりはないですね。だから私は、あなたの方のほうのそういう親心がほんとうに生きているんなら何をか言わんやなんだが、どうもこれを讀んだ感じでは、取れるものは取る、ただ感じとしては別だというような感じになるのは、私、いささかどうもすらすらと理解ができていくものですから、これをお尋ねをしたわけです。

最近ではだんだんと物価が上がるから罰金も上げるんだ、こういうことのようにですが、これまでのものだと十一ヶ条関係は三万円だったのが、二十万円になっていますね。そうでしょう。不消印は二万円以下の罰金または料料だったものですね。これはどうなっていますかね。前の十三条ですね。

○堀委員 これは一万円以下、五倍ですか。七倍になったり五倍になったりいろいろしているわけ

ですけれども、このバランスはどういうことですか。これは法務省を呼ばねばわからぬのだけれども……。

○堀委員 法務省に聞いていただければ一番無難でございますが、税法の罰則の大体と合わしたわけでございます。

なお、印紙税につきましてはこういつた罰則がほとんど適用になっていないと考えていただいていると思つておられます。過怠税で済むというふうにお考えになっていただければ、私は済むと思つておられます。

○堀委員 まあ実際に適用がないなら、ここで声を大きくして議論することはないと思つておられますけれども、こういう形のものを書くときには、法務省もさることながら、やはり実行面の問題としてもう少し考へたほうがいいのではないのか。実際にあまり適用がないようなもの、過去にも適用がなかったし今後も適用がない、そういうものを、実際に税務職員がそれほど熱を入れて処置をしなければならぬものでもないと思つておられます。もつと熱を入れなければならぬ、きのう問題提起をしたようなことがたくさんある。きのう長官から婦りに、先生、ずいぶん宿題が出ましたけれども、あれだけ宿題をやるんだつたら職員をもつとふやしてくださいよ、こういう話があった。私も宿題を出したから、職員をふやさないければならぬのですが、こういうつまらぬ罰則を書いて、こんなところへ職員がエネルギーを使うよりは、やはり本来の、国民として納得のできないような反則行為に対してももつとエネルギーをかけるべきだと思つておられます。これは一応できておるものだからやむを得ないでしょうが、今後の税法改正では、やはりこれまでの罰則の事例を十分調べてみて、あまり反則がない、あるいはそれを反則として処理することが必ずしもそれほど重要なことではないというふうなものについては、ただ単に法務省の意向だけを聞いてここへずらずらと並べて何か法律の体系だけを整理すればいいということではなくて、税法というのはいささか法律ではないと思つておられます。やはり実行面との関連でものを見

る法律だと思つておられますから、そこらは直ちに今後検討していただきたい。この罰則はあまりにきざらぎにする罰則ですよ。今度まことにきざらぎにする罰則が二十二条から二十六条までずらずらと並んでおる点は、本来の印紙税法の趣旨から見ても、私はちよつとどうかと思つておられますので、その点だけ注意を喚起して、私の質問を終わります。

○内田委員長 横山利秋君。

○横山委員 印紙をはらなかつた場合に、これの証書は無効ではありませんね。

○堀委員 無効ではございません。

○横山委員 いま堀君が言うておつたのですが、印紙税の脱税というのはどういう部分で多いのございませうか。どのくらいあります。

○堀委員 いま二つのタイプがございませうが、第一には、単純な漏れ、これは受取書などに非常に多いことはもう御案内のとおりであります。第二は、これまでは三十一号証書というむずかしい包括的な署名主義をとつておりましたので、課否があいまいであるという関係から、はつてなかつたというものが相当ございませう。

○横山委員 過怠税が新設されるのですが、意図的な脱税というのはどういう部分にあらわれてきますか。

○堀委員 私どもは、故意、過失を問わないという印紙税法の規定に基づきまして取り締まりをしておられますので、意図的なものというのを見つけた経験はほとんどございませぬ。

○横山委員 そうしますと、まあうっかりして印紙をはらなかつたという場面における脱税というものがほとんどございませうか。

○堀委員 そこあたりは、私がほとんどないと言つておられますが、そこを追及しなくて、単にはつてなかつたことを着目いたしました。これは、単に犯則取り締まりをしてきた、こういう意味でございませぬ。中にはこれははるべきだと思つてはつてなかつたものもあるかと思つておられますが、印紙税は、そういうことよりも形式を着目して取り締まりをしてきた、こういう意味でございませぬ。

○横山委員 それは、堀委員は立法面です。行政面の現実の状況はあまり御存じないのです。この間こういうことがあつたのを御存じですか。法務局の職員が印紙を——印紙税は法務局が一番多いでしょう。

○堀委員 登録税です。

○横山委員 法務局で起つたのは登録税ですね。消し印を押さずに印紙をとつておいて、そして販売しておる。

○堀委員 私はそれよく知つておられます。

○横山委員 そういふことは印紙税の場合には大体ありませんか。登録税の場合にはあつたか。

○堀委員 それは法務省の御意見を聞いていただければよくわかりますが、御案内のように、登録税は、申請書に印紙をはりまして、それも相当高額の印紙が多いわけでありませぬ。そのため、たとえ消し印をいたしましても、それをとるとき持ち出しまして薬品で消去いたしました、これをまた販売するという事例が過去にもございまして、非常に問題になったことがございませぬ。あるいは、いまおっしゃいましたように、わざと消し印をしない、両者が結託したのでございませぬ。消し印をしないで印紙を受け取つて、またそれを再使用したという事例がございまして問題になったことは、先般大阪で新聞に出たことを私も十分知つておられます。こういう意味で、私どもも、納付方法につきまして——これは登録税法の御審議に入つていただければしあわせでございませぬが、そのときに十分御説明申し上げたいと思つておられます。

○横山委員 しあわせとは……。(笑)

○堀委員 たくさんの印紙をはらなければならぬというわけが機械があるからでありませぬ。その機械に伴う脱税とか、機械に伴う問題というものはありませぬか。

○堀委員 印紙以外の納付方法に三つございませぬ。税務署に来ていただいて税印の押捺を受

ける方法、また、特定の大量の書類につきましては、税務署長の承認を得まして、数量の確認をいたしまして一定表示を業者をしてやらしめる。もう一つは、先生がおそらく心に描いておられる印紙納付計器という機械によりまして、これを印紙のかわりに表示さすやり方でございます。これは、税務署においてまず税金を納めまして、一定数しか表示できない仕組みになっておりますので、それが切れますともう一べん税務署に申請しなければならぬ、こういった装置になっておりまして、これは私もがやっております昔にはなかった制度でございます、何かベルギーとかヨーロッパにあるということで日本にも入れた制度でございますが、それに伴いますところの脱税はまだ聞いたことはございません。

○横山委員 非常に低額な印紙を一枚ずつはっていくということについて、非常に非合理といえますか、非近代的といえますか、まだまだ方法は改善の余地が幾らでもあると思うのですが、知恵はないですか。

○塩崎政府委員 税印を押捺するのと、一定表示のと、またいまの納付計器、さらにまた預金通帳のような定期日残高納付方法、こういったものが、先生御心配のような過去の一枚一枚はることから見ると非常に進歩してふえてきたのでございまして、先ほど申しましたように、私のときには納付計器という方法はなかったわけでございますが、先般からこれが入っておりますが、今般もその範囲はできる限り広げていきたい。さらにまた、いままでは必ずしも承認を得なければ一定表示もできなかったわけでございますが、今後はまず、事後報告でもいいというようにひとつ範囲を広げまして、できる限り先生御心配の一枚一枚はるといふ手数を——また印紙は再使用という危険性もございませぬ。国の歳入の面から見ても非常に、脅威を来たす問題でございますので、できる限り現金納付の範囲を広げるような方法を考えてみたい、こういうふうに思っております。

○横山委員 印紙をはらなくてもいろいろな書類の形式は整って、その法律的效果は変わらないという点については、何か世間の常識から言ってもややひっかかるものがあるような気がする。きりとて、すべての商用書類が印紙をはらなければいかぬということもないのでありましようけれども、何かその辺は調節ができればいいものかと思っておりますが、この点は検討されたことはありませぬか。

○塩崎政府委員 私は、取り締まりと申しますか、長い間の慣習で、やはり印紙をはらなければ証書としてのいきいきをなさないと慣習は相対し込み込んでおるのが実態である、これは非常にありがたいことだと思っております。それは、過去、明治時代でございましたが、印紙をはらないう証書は裁判上の証拠となすことを得ないという規定がございまして、これが非常に強力な作用を及ぼしまして、いまのような慣習をつくつたのだと思っております。その規定は廃止されましたが、現在では、その規定の影響かと思っておりますが、いま相当そういうふうな気持ちを持ちておるようでございます。なお、そんなような点、私も非常にけっこうなことだと思っておりますが、これも、裁判上の証拠となすことを得ないという規定が廃止された経緯から見ると、やはり相当な問題があったようでございます。このあたりひとつ慎重に検討しなければならぬ、こういうふうに思っております。

○横山委員 この脱税の問題については間税が所管をするわけですね。大体目に触れるものは、ほとんど所得税か、並びに法人税か、他の所管のところから脱税かどうかということが目に触れると思っております。ところが、私の感覚では、そんなことを直税がいろいろやっておつても、つまらぬことはあまり言わないで、自分の調べた本質の問題を調べていくということになっておるのが大体の常識だと思っております。だから、印紙税というもの、あなたも御同感のように、ある程度の相対的な仕事については常識になっておるけれど

も、他の方面におきましては、現状はずいぶんルーズだと思っております。先ほど堀君が言っておりましたように、それじゃそれに対して一生懸命に査査する機構なり人員なりをかけるだけの打打ちがあるかどうかといえますと、それは確かに、全体を通じますとそれだけのウエートをかけるべきものでもなからう。そうすると、結局ある相当部分は野放しという状況になっておる。したがうして、そういう野放しの状況をそのまま放置することはできないものですから、ある意味では下を切り捨てる、そういうことになって実態に合わせる必要があるのではないか、こう思いますが、いかがですか。

○塩崎政府委員 お説のような考え方から、受け取り書につきましての免税点の引き上げ、手形に於いての免税点を引き上げて、できる限り、納税意識の進歩した、経済的な資金の富裕なところから取るという考え方で今回の改正案をつくつたつもりでございます。

○横山委員 しかし、それは、あなたの方の提案理由から言うならば、長年ほうつてあるから物価にスライドをしたということであつて、私の言うような、課税の状況の実態に合わせるという考え方が濃厚に働いたとは思えないのでありますが、お考えになつての上ですか。

○塩崎政府委員 規模は小さいかも知れませんが、それなりに考えたつもりでございます。

○横山委員 この点は、不十分な状況である、もう一度考え直したらどうか、私はこういうふうに思ふのです。

それから、過怠税を創設するというんですけれども、念のために伺つておきますが、過怠税をどうしてもつくらなければならぬその積極的な趣旨は何でありますか。

○塩崎政府委員 印紙税をこれまで維持してきたのは、先ほど申し上げましたような、裁判上の証拠となし得ないという規定もあつたかも知れませんが、取り締まりによりまして、はらない証書、帳簿を見つけて、これに對しまして罰金

相当額というものでこの印紙税の納税を担保してきたことにあると思ひます。その通告処分によりますところの罰金相当額にかえまして行政罰であるところの過怠税を設ける、こういう趣旨でございます。

○横山委員 過怠税がばくは少し高いように思ひます。いままでは故意、過失を問わず刑事罰の対象としていたが、これを故意犯のみに限定することに改める一方、過怠税を課する。だから、一方過怠税を創設するならば、他方において相当思い切つた免税点の引き上げ、あるいは、もうこれらについては、理屈では取るべきであるけれども、もう実態に合はしてなくする、もう少しこの飛躍がなくてはいかぬ、私はこう思ひますよ。

印紙貼付のない場合は印紙税額の三倍、印紙不消し印の場合は印紙の額面相当額、ただし印紙過怠税の合計が五百円に満たないときは五百円とする、こういう過怠税を創設して、三倍までも上げなければならぬという点について、他の関連はどうですかね。三倍というものと他の法律との関係は。

○塩崎政府委員 御案内のように、印紙税は二十円というきわめて低い税額でございます。そこを頭におきまして、過怠税といたしましては二倍でございます。三倍となつておるうちの一倍のほうは本税のつもりでございます。そういう意味で、二十円ならば、六十円いたでいて、ひとつおまえのところは印紙をはりなさい、こういうことにならるわけでございますが、しかし、六十円ではどうも執行上の費用も出ない。そこで、最低は五百円というところで納税を担保しよう。御案内のように、印紙をはつていないような方をよく調べますれば、そういう慣行から見ると、どうもほかでもはつていないような面も多分にあります。そういう面では、私は五百円というところに線を引いても酷でもないし、そういうことをしなさいと印紙税の納税というものは非常にルーズになつてくるということ、税務の経験から感じております。

○横山委員 要するに、私の意見は、印紙税法と

いうものはあるけれども、大体社会常識にまかせて、印紙税法の的確な執行の方法については税務行政の中であまりウエートを占めておらぬ。そこで、全文改正をして印紙税法というものがあらためて脚光を浴びるならば、的確な印紙税の徴収ができる仕組み並びに機構というものにならなければならぬのではないか。この機会に、税務署の中でまあ放置されておるような状況から、取るなら取る、念査するなら念査する。これはもうほうりっぱなしにしておこうというなら、切ってしまうというような整理がもう少しされてもいいのじゃないか。ただこの際は、物価の値上げで上げるから、ついでに古い字であるから全部書き改めたというような感じはどうも私はしてならぬ。これが私のきょう一番申し上げたい焦点なんです。あなたは立案の立場でありますから、本来から言うなら、執行の立場で、一体いままでなおざりになっておったような印紙税をほんとうにこれからきちんとやれるのか、またやるのかという念押しをしたかったのであります。

○塩崎政府委員 私も、国税庁へ来て三年間ばかりやっておりますが、執行面の経験もあるつもりでございます。横山先生のお話も、私も十分考えてみなければならぬし、また、そういう方向に行くべきだと思っております。しかしながら、私は、執行の第一線から少し逆な感じで、むしろ印紙税のような反則に対する陣容あるいは時間のさき方をもう少し省略したらどうかと思うくらい、間税官吏はまじめに印紙税の反則研究に従事しておるようでございます。そういう意味で、とさどさいろいろ問題が上がつてまいりました。これがはたして課税になるかならないかというような問題が局長のところまで上がつてくる場合が多々ございます。そういう点は、この印紙税法はやはり税収から見ましても相当大きな税収でございます。やはりこういつた税金を少しゆるめますと、また印紙なんてはらなくていいのだということになりますと、だんだんと秩序がくずれるかと思っております。これはやはりまじめに

やつていきたい。しかし、おっしゃる通りに、これが、もう少し私どもが知恵を出し、努力をさくような方法を講ずるならば、取り締まりのウエートと申しますか、調査の重点はさいてもいいということにはならぬかと思っておりますが、かような点を十分今後検討してみたいと思っております。

○内田委員長 永末英一君。
○永末委員 印紙を売りさばっている売りさばき所というものがありませんが、この売りさばき所の性格ですね。売りさばき所というのは、小売り店みたいな感じですが、印紙、つまり税を表示した紙を売っておるわけでありまして、小売り店ではないと思っておりますが、一体どういう性格だと思っておりますか。

○塩崎政府委員 これは私どもの所管ではございませんで郵政省の所管になっております。収入印紙切手売りさばき人という資格が与えられておりますが、私もその性格を——私が申し上げても権威がございませんので、一度郵政省に伺ってからお返事したいと思います。

○永末委員 売っているところはそうだと思うのですが、納税するのはいつ納税するのですか。
○塩崎政府委員 収入印紙を買ったときには納税ではございません。文書を作成いたしましたときに納税義務が発生し、収入印紙を張りまして消し印したときに納税義務が消滅する、こういうことになります。

○永末委員 そうしますと、普通の納税でありますと、国税を収納するところに持っていくって、現金なら現金、その他のものを税額相当分を納めて、それがはつきりわかったときに義務が消滅するわけですね。この場合は、印紙を買ったときにも関係はない、金は出して関係はない、その課税物件である対象文書に自分がはって、これに對して何らかの消し印をする、これはしかし国とは関係がないわけですが、そういう行為が行なわれたときに納税義務が消滅する、こういうことですか。

○塩崎政府委員 大体さようでございます。

○永末委員 売りさばき人の所管というものはあなたのほうじゃないというので、質問ができませんのでありますけれども、そうしますと、印紙というものを郵政省へ渡すときには何をやっていくのですか。印紙というものはどこの省でつくりますか。

○塩崎政府委員 印刷局でつくります。郵政省に渡しまして、郵政省が印紙売りさばき人に渡すということでございます。

○永末委員 その大蔵省の印刷局でつくっている印紙というものは、印刷局で刷り上がった場合、それは一体どういうものですか。
○塩崎政府委員 質問の御趣旨が十分のみ込みませんけれども、収入印紙の実体を備えると思っております。

○永末委員 大蔵省印刷局で刷り上がった印紙を郵政省へ渡しますね。そのとき金はもらいますか。
○塩崎政府委員 まだいたしません。

○永末委員 そうしますと、結局、一番末端の売りさばき人のところへ納まった金が郵政省へ来て、それから大蔵省へ来る、その瞬間に金が入るのですか。郵政省へ入ったときに入っているのですか。どうなんでしょうか。
○塩崎政府委員 印紙売りさばき人が印紙を売って、手数料を差し引きまして郵政省に入る。郵政省の会計になります。それから一定期間を経まして印紙収入の項目として一般会計に入れられることになります。

○永末委員 普通の税金の感覚から言ううとだいぶ違いますね。つまり、あなたのほうが主税局で基準をつくる、そして国税庁並びにそのシステムで納税をさしておるというのと比べても、何かおかしな感じですね。

○塩崎政府委員 先ほども申し上げましたように、私が申し上げても権威はないわけでございますが、国の代官といえますか、国の収入となる収入印紙あるいは切手を代行して消費者に売る、いわば小売り人の性格を持つものではないかという気がいたしますが、これは、先ほども申し上げておりますように、郵政省にお聞きになっていただいたほうが確かなお答えが得られると思っております。

○永末委員 あなたは売りさばき人の手数料は何か御存じですか。
○塩崎政府委員 ここにちょっと資料を持ち合わせておりませんが、最高九%から、だんだん上になりますと通減するようでございますが、手数料が定められております。

○永末委員 これは、税金といえますけれども、税額を表示した紙であるには違いないと思うのですが、政府がそういうものを出しておる。そして一般の国民はいわばその通路の一部分に参与しておるわけですね。似たようなものにはたばこがあると思うのですが、たばこは政府の専売であるけれども、たばこの小売り人の手数料というのは幾らになっておりますか。

○斎藤説明員 お答え申し上げます。
現在の制度、これは昨年の下半期から行なわれておりますが、これも、ただいまの収入印紙の場合と似たような考え方でございまして、売り上げがだんだん大きくなるに従いまして通減するようになっています。具体的に申し上げますと、年額百八十万円までの売り上げに対しては八割、それから、百八十万円をこえましては六千円まで、この部分につきましては八%、それから、六千円をこえる部分につきましては六%というふうになっております。

○永末委員 それから、塩、アルコール、これも専売ですが、その手数料は何ぼになつておるか。どなたかお答えいただけますか。
○斎藤説明員 実は私は塩のほうの担当ではございませんので正確なことは存じておりませんが、たばこの手数料よりもある程度高い手数料になっております。

○永末委員 赤電話というのがありますな、政府機関が民間のあるところへ置いておる。これも手

数料を払っておると思うのですが、大蔵政務次官、わかりませんか。——政府がいろいろやっておるその手数料はばらばらだと思ふのです。それはいろいろの故事来歴があつて、手数料はきまつてきたのだと思ふけれども、業態によつても違ふかもしれないが、どうも手数料が不統一である。統一せよという意味ではございません。収入印紙の手数料は、いまお調べ願つておりますが、さつと低額だと思ふのです。

それで、ちよつと問題を別にしまして、売りさばき人というのは何人ぐらゐるのですか。これも郵政省ですか。それから、平均売り上げは何ぼかわかりますか。税額は全部わかつてますね。そうしますと、どの程度売つてゐるのかですね。

○塩崎政府委員 資料を取り寄せて至急御返事を申し上げます。

○永末委員 それでは、その間自治省に伺ひますが、先ほど売りさばき人の性格を伺つたときにいろいろ主税局長言われておりましたが、小売り人のごときと伺つたことを言われたので、この点についてちよつと伺ひたいのですが、印紙を売りさばくについて、収入があれば当然国税がかかるわけですから、どこが、どうもその手続を見ておられます。普通の小売り業務をやつてゐると思ふな、つまり、大きく言えば国の税務行政の一環をになつておるわけでありませう。これは完全な商売をやつておるとは思ふないのでありますけれども、そこで、先ほどその性格を主税局長に伺つたわけですから、この収入に対して国税はかかつておるのです。地方税としてこの部分について事業税を徴収してゐる県と徴収してゐない県があると同つておりますが、その実情を明らかにしていただきたい。

○石川説明員 契約の内容も多少違いがあるといふように聞いておりますけれども、私どももいたしまししては、一般には物品販売業に該当するといふように考えられますので、事業税の課税の対象になるというように考えております。もし課税をしていないというところがありますと、これは課

税漏れの問題だらうと思ひます。課税できないから課税しないということではなくて、課税漏れになつてゐるというように考えられますので、もしそういうことがございますならば、実情をよく調査いたしまして、課税をして適正を期するようになつてほしいと思ひます。

○永末委員 それでは、今度は主税局長に伺ひたいのですが、自治省のお考えは物品販売だと言ふのです。物品販売なんですか、この収入印紙を売りさばいて、売りさばくには違ひない。適当な日本語がないので、税務行政の中で売りさばくといふ行為が一つ入つてくるわけですね。どういふことなんでしょう。その手数料といふのはどういふ性格のものなんでしょう。たとえば、大きく言えば大蔵省はメーカーですね。そして、それを御売り業者である郵政省に渡して、これが小売り人に渡して販売してゐる。郵政省は物品販売業をやつておる。そんな感じがする。そこで、法律的性格を伺つたのであります。売りさばくといふのは何をしておるのか、その手数料といふものは法律上の性格は何か、この辺ちよつと伺ひたい。

○塩崎政府委員 たばこなら、もう先生も明瞭に物品といふふうにお考えでございますが、収入印紙だけに疑問を持たれるのだと思ひます。しかし、その性格から見ると、やはり私は、物品に類するものであらう、そしてまた、それを消費者に売ることによつて手数料を得てゐるものだと思います。

なお、地方税では、普通物品といわぬものを物品と、これは昔からの沿革的な規定でございますが、そういう規定がございますので、その点の問題はなからうかと私は思ひます。

○永末委員 つまり、大きく言えば、大蔵省印刷局で収入印紙を印刷する、そして最後に国民が当該課税物件であるところの文書に貼付するといふ、これは一種の税務に関する行為が流れてゐるわけですね。ところが、その中で、収入印紙といふものはいわば税金、つまり印紙税の表示でしよう。それが売り買いされておる。どうもしつくり

せぬのですけれども、そういうことはほかにないと思ふのです。たばこの場合には、初めから商品だということ政府がやつておる。だから、たばこの小売り人の手数料は、手数料ではあつても、一般の物品販売の俗なことばで言えばマージンである、そういう感覚が出てくる。ところが、収入印紙の場合には、収入印紙といふものは商品ではないと思ふのです。これは税額表示の紙切れである。したがつてその手数料とたばこの手数料とは意味合いが違ふのではないか。収入印紙を大いに宣伝をして、おれは収入印紙を売つておる、新聞に大いに広告をする、あるいはチラシをまいて、その収入印紙を買つてくれ、こう申しましたも、そんなのは買ひに行く人はございませぬね。そういう意味合いでも、私は商品でないと思ふ。そうしますと、一体手数料といふのはどういふものでしょうか。普通の物品販売、商品販売による一つの収入としてつかまえられるものなんでしょうか。あるいはまた、逆に、こういう売りさばき所がなければ国は印紙税を収納するにつけてきわめて不便を感じるに違ひない。ところが、これをやらしておるといふので国の事務の一部分を代行しておるとするならば、その手数料といふものはその代り行してゐる国が当然支払うべきものを支払つておるといふことになりはしないか。こういう点についてちよつと伺ひたいと思ひます。

○塩崎政府委員 私、切手も同じような性格があるりはしないかと思つてございませぬ。なお、切手のほうがより国の施設を利用することに對する対価、そういう対価を支払ふことの表示をしたものだと思いますが、収入印紙を含めても、私は、特殊な物品と申しますか、価値を表現したものだと思ひます。したがつて、あれを取得いたしましたも、おそらくそのまま所有権を取得いたしましたして使えるものだと思います。そういう意味では、物品、特殊な物品だと思ひますが、その手数料は、たとえば国が金融機関に収納の手数料を払ふとすれば、払ふようなものではないか、こういうものだと思います。

○永末委員 その手数料の額、調べはつきましたか。——それなら手数料の額の説明を願ひます。

○塩崎政府委員 売りさばき人の数は九万九千八百人、この売りさばき手数料は年間二十一億円、したがつて、売りさばき一人一人当たりの年間手数料の支払額は二万一千円、さういふようになります。

なお、手数料の率は、月、一万円以下九%、一万円から十万円までが五%、十万円から百万円までが一・五%、百万円から百五十万円までが一%、百五十万円超が〇・五%、かういふふうになつておられます。

○永末委員 いまお話がございましたように、一百万円ちよつと切れますと一・五%ですから、大体月一百万円程度ですね。ところが、いまのあなたのお話によると、全体で年間平均は二万一千円だといふことになりませうと、大部分の売りさばき人は月に月数百円から千数百円程度、そんなものが平均ですね。だから、その部分についてどう見ますと、これは言うならばほんとうの実費弁償であつて、売りさばき人の収入には違ひございませぬけれども、一体普通の意味の収入と言へるのだから、ごく零細なもの、これに對してやはり税金はかかつてゐるわけでありませう。そういう意味では、物品販売の事業税の対象になるようなものなんでしょうか。これはこまかい数字でしょう。おそらく並べられたらほとんど大部分が年間一万円にもならぬような人が多いのではないかと。さうすると、月の収入が千円とか、そんなものじゃないか。問題は、税に關係のあることですから、これをしもきちつとつかまされるわけですね。やはりそこに一ぺん税金をかけますか。政府のやるべき仕事を代行させておいて手数料を払ふ。その手数料ですね。しかし、それは収入だから税金をかける、国税も地方税もかける、かういふたてまえなんだ。どうですかね。

○塩崎政府委員 所得があるところに税ありといふことは言うまでもありません。事業税もさういふ考え方に立つことは、私が申し上げるまで

もないところだと思ひます。

なお、先生も御案内のように、収入印紙の売りさばきだけで生活の資を得ている方は少ない。むしろ地方の素封家あたりがこういつた資格を得ましてほかに事業と一緒にしておるというところは御案内のとおりであります。したがらういふことは、これは全体の事業収入のうちの一部、こういつたことで成り立っているものだと思います。

○永末委員 大体そういう形です。だから、全体の事業収入という、たとえば三割、四割やられるでしょう。そうすると、千円ずつ半分また税金を取られる、事業税がまたかかってくる、こういふしかりになってくる。御本人は、金額は少ないから痛くはありません。しかし、政府がやらなくちゃならない税務行政の一端をなす者、それがそれだけ別に税金を払う、この部分だけを抜き出すとやはり五割程度の税金を払う、こういう形になってくると、一体手数料というものは何なんだろうかと感じがするのです。

あなたは、売りさばき人が郵便局へ行つて印紙をもらつてくるときの文書をごらんになったことがございますか。どういふ文書になっているか。

○塩崎政府委員 見たことはいません。

○永末委員 これは明治以来の伝統でございます。つまり、国は権力者であつて、官である、そこで、人民に印紙を売らせてやるのであるという意味合いの文面、お下げ渡しくだされるような形になっているのです。そうして、手数料も、これは官の金をおまねにやるのである、こういう感覚のもので、ところが、いまや近代税務行政の中では、物品販売だ、税金だということになって、つまり、いまままでやってきたてまえといま扱つておるたてまえが非常に食い違ひがあるわけですね。今度は、かたかなはかぬからといって、法律は全部ひらがなにかわりました。ところが、実施面は郵政省だと知らぬ顔をしていらつしやるか知りませんが、あつちのほうでは、かたかなの、明治以来の官民の股落のある、断絶

のあるかまえて行政をやつておるということになりますと、変な封建的なものが残つてきます。もうちよつと近代的に、この意味合いではむしろ売りさばき人と国とは一対一の対等の契約関係でなくちゃならぬと思うのですが、権力的なものが入つてはならぬと思うのです。これはあなたとの直接の所管ではないかもしれませんが、税務行政全般の目から見れば、私はやはり、あなたが考えなければならぬ問題だと思つておる。ちよつとお考えをお聞かせ願ひたい。

○塩崎政府委員 おしやる点も十分理解できます。郵政省ともよく話しまして、相談してみたいと思ひます。

○永末委員 塩とかアルコールとかの手数料はわかりませんが。

○斎藤明員 塩の手数料のことについて申し上げます。

塩は、御承知のとおり、いろいろな種類がございます。同じ塩にいたしましても、包装の単位によりまして異なります。そういうわけで、各品種別、包装別にこまかく手数料が分けられております。たばこのように売り上げが多くなれば手数料が下がるということはございません。平均いたしました、四十年の実績で申しますと、一四・一六%の手数料でございます。

○永末委員 政府の専売でやっているものの率と比べますと、印紙の売りさばき手数料は少ないですね。これでもうける人はないと思ひます。もうけたいと思つてこれを引き受けている人はないと思ひます。むしろ、印紙を買いに来たついでに、その売りさばき人が當んでおる他の物品の販売に資するといふようなことかもしれません。しかしながら、いまままでやってきたからといって、もし売りさばき人全部が、おれは売るのはいいやだ、やめたといふことになると、さあ先ほど申し上げました脱税の問題が出てきますね。みんな払わなければならぬけれども、印紙を入手しようと思へば探し求めてでなくては入手できないということになる。いまはどこでもありますから簡単に入手で

きる。これは明治以来の慣習に基づいてやつておるのであつて、この手数料の点についても、税金の手数料を取つたらおかしいです、税金です。政府がそれだけの印紙売りさばき所を経営するたたいへんな金がかかる、その辺からお考えをいたさないか。印紙税も上げ、罰則の過剰金も創設し、罰金も上げる。どんどんどんどんやられますけれども、手数料のほうは、印紙税が上がるからスライドすると言つてありますけれども、金額で押えてありますから率は変わらない。こういうことになり、私には、いままでの慣行どおりでいいのかわるか、疑問の点を感じます。お考えを伺ひたい。

○塩崎政府委員 永末委員のお話は郵政省に十分伝えたいと思ひます。

○永末委員 政務次官、まさに郵政省は大蔵省が一番金料玉条としてやらなければならぬ重大な税務行政の中心をやつておるわけですね。なるほどそれはそうだと思つておる。昔々印紙ができたときは、郵便切手とどっちがどちかわからなかつたというので、郵便切手の売りさばき所を使つて印紙を売つたのだと思つておるわけでも、しかし、これは税金であつて、郵便切手は税金ではありません。そういう点について、やはり税務当局は責任を持つておるようにならなければならぬ。税金として、しかも罰則までつけておる税法をつくつて、その実際の流れは郵政省がやつておる。大蔵省は知らぬ。形としてはおかしいと思つておる。しかし、大蔵省が全部やれといふことを申しておるのではない。そのようにもう手がつかぬような、實際責任の持てないような流れになつておるのなら、これは税金という意味があるのだろうか。本質の問題です。税法上の觀念の問題でなくて、これを売つて流れるに即して、これは税金という性格を持ち得るのだろうかという疑問を持つておるが、政務次

官、御答弁願ひます。

○小沢政府委員 だんだんの御議論でいろいろ先生の御意見はわかりましたが、印紙というものが一体どういう性格のものであるか、それを売りさばくか。先生の立論は、印紙税というものをわれわれが法律によつて徴収する、その税務行政の一つの流れの中に入つてきているものだ、しかもそれが、国家の納税、印紙税という納税の納入についていふならば、非常に費用もかかるといふ、そういうものだから、ひとつの税務行政の契約の方法といふ方法といふ方法、あるいはその契約の方法といふ方法、あるいはその契約といふものについて、もう少しわれわれのほうと対等な立場に立たすべきじゃないか、その他のいろいろお話がございましたが、私どものほうの印紙税は、印紙税を納める納税義務、課税物件その他をずつと規定をいたしまして、その印紙税を納めるという納め方の手段方法の一つとして、そういうそれぞれの金額に應ずる印紙というものを貼付せしめる、こういうことになつておるわけでございます。したがつて、いま国家の要請によりあるいは税務行政の一端をなすものという御趣旨でございますけれども、現実にはそういうことになつておりますが、しかし、たとえばこの売りさばき人全部九万九千というものを指定をしないという場合には、納税者のほうに非常に不便になつてくるわけでございます。自分が郵便局に行かなければいけません、あるいはどこか定められた官署に行かなければいけません、非常に不便になります。一方、取り扱ひ物件がそういうような国が定めた切手なり印紙なりというふうなものであるから、その売りさばき人についてもいろいろの申請者があつて、おれも扱ひたい、あれも扱ひたいといふようなことがあつても、それはやはり、国家的な印紙という性格のものであるだけに、物件がそういうものであるだけに、慎重に考えまして、特に信用のある人でないといけない、

資格というものを法律上もいろいろきめまして、そのうちから選んでお願いしているわけでございます。それはもちろん国のほうに協力をさせていただくわけでございますが、また一面、それによって若干でも収入を得るのだというところで、国民の側からの不便から、そういう取り扱ひ者が多数あることが便利だし、同時にまた、そういう取り扱ひをやつて若干でも収入をあげようという希望があるという、両方の面があるかと思ひますので、まあ先生はおわかりの上でそれをおっしゃつておるのだらうと思ひますけれども、先ほど来のお話ですと、何か国のほうが国の必要性に基づいて売りさばきをやらしているのだから手数料が非常に少ないんじゃないかというおことばですが、この点はやはり両面があるのだということをお考へていただきたいと思います。

手数料が九%といふと、私は必ずしも率そのものは低いとは思ひません。しかし、取り扱ひの金額そのものが、たばこやその他のものと比べますと非常に少ないものから、したがって、収入面から考へますと、これはある程度郵政省と相談しまして合理的なものに直していかなければならぬなという感じは受けましたけれども、そういう点は、おそろくいろいろな政府の關係の取り扱ひをやつているもののその性格、あるいはいろいろな経緯、また、これを取り扱ひ方々の状態、たとへば、たばこでありますと、たばこの小売り人というものがたばこだけで生活をするようなこともございますので、いろいろな点を考へてきめられておるのじゃないかと思ひます。

しかし、おっしゃる通りに、私も前から見ますと、納税をそういう印紙の形で確保しているという面から見まして、やはり税務行政の大事な一環の機関であるというところは、おっしゃるとおり私も考へますので、郵政省ともよくひとつ相談をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿うような方向に改善をしてみたいと思つております。

○永末委員 懇切なる御答弁をいただきました。

しかし、まだいろいろ聞きたいのですが、時間がございますので、これをもって終ります。

○内田委員長 次は、田中昭二君。

○田中昭二委員 いまのお話がきめないうちに關連したことをお尋ねしたいと思ひます。

いま出ました問題は、売りさばき人の収入が少なくなるといふこと、これは今度の改正で現金納付の範囲も大きく改正になりましたし、陳情書が出ていふというところを私も聞きしましたが、まず、その売りさばき人が収入が少なくなるといふ面について、主税局はどのように考へておられますか、お尋ねしたいと思います。

○塩崎政府委員 私のところには陳情書は来ておりません。しかし、登録税の税額は相対的な引上げでございますし、印紙税も二倍という引き上げでございます。現金納付の範囲を広げても、それはおのずから限度がございます。私は、特に収入が減るといふようなことは想像もしておりません。

○田中昭二委員 いままでわずかな収入でやつてきた売りさばき人の収入が減らないということになれば、さういふお見通しであればけっこうなことだと思ひます。ただ、いまお聞きしますと、平均二万一千円ぐらゐの収入で来ていたということになるわけですが、この問題につきましては、いま永末さんのお話の中にすつとありましたように、私も理論的にさうだと思ひ、また實際的にもさうであります關係をよく考へてみますと、やはりいま少しの売りさばき人に対しては今後の処置も考へてやらなければいけないのじゃないか、このように思ひます。

さういふ観点に立つてお尋ねしますが、これももしも專業で売りさばき人をさせたという場合に、かりに二万円の年間収入で、月に千五百円か二千円の収入で、その売りさばきをするところの経費をまかなえるかどうか、こゝの問題が一つでございます。

それと、その収入に対していま課税をしていふという問題がございます。これは、自治省のほう

では物品販売業、なるほどそのような解釈もできますが、私も実務をやつた経験から申し上げますと、こゝの収入に対しては營業税を課税しなかつた時期があると思ひます。そうしますと、いま主税局のおっしゃつた一層の流れの課税体系の中ではちよつと矛盾する点もございまして、その点をお尋ねするわけでございます。

○石川説明員 お答えいたします。

事業税につきましては、先ほどお話がございましたように、專業で課税をされているという場合はごく少ないのでございます。ただ、ほかの事業を兼ねておられますので、その場合にすべての事業の所得を総合して事業所得になつて課税することになっていふのではないかと思ひます。

○田中昭二委員 私がいま專業と言つたことは、その税金の問題とは別に考へてもらわなければならぬものと思ひます。いま永末さんのすつとお話にもありましたように、それは兼業だからさつておるのであります。私が提起しました問題は、その事業税を課税する問題とは別なものです。もしもこれが、ある人が、それでは私に売りさばき人をさせてください、專業でやらせていただきます、こゝのような奇麗な人が出てきた場合に、その収入と支出が見合ふのかどうか、そのことを聞いたわけなんです。

もう一つは、さういふ収入に対しては營業税——昔は營業税と言つておりました。さういふものを課税したことがあるのか、課税したことがあるとすれば、それが事業税という名目になつて現在はその取り扱ひはどうなつていふかという問題をお尋ねしたいわけなんです。

○石川説明員 專業の場合にどうなるかということでございますが、収入と支出の問題はその内容によつて違ひがあるわけでありまして、収入が支出を越えない場合には所得がございせんので課税がされないということにならうかと思ひます。それは事業主控除が二十五万円ということになってお

りますので、この事業主控除の二十五万円を控除した、これをこえる金額でございせんかと課税されないということにならうかと思ひます。

なお、ちよつと正確ではございせんかもしれませんが、収入印紙の取り扱ひについて事業税ないしは營業税を特に非課税とする規定はなかつたといふふうにお考へます。

○塩崎政府委員 田中先生の御質問は、やはり登録税のときでも私はけっこうだと思ひますが、郵政省が所管いたしておりますので、この売りさばき人の収入支出の關係あるいは財産の關係、それらを見ておると思ひますのでございまして、私が申し上げましたも權威あることにもなりませんので、別の機会にまた御質問いただければもう少し問題がはっきりしてくるのではないかと、かように思ひます。

○田中昭二委員 主税局長で十分だと思ひますけれども、私は税務経験もありまして關係上、昔營業税と言つておりました時代には、明らかにさういふ政府の仕事をする者に対しては營業税はかけておりませんでした。あなたは何年か事業税のほうをやつておられるか知りませんが、私がやつていたときにはさういふふうになつておりません。事業税というものが創設されて、さういふ区分まででなく、所得税に右へならえする關係上、事業税を課税している。ただいま説明のありました、事業税のある基礎控除までは税金がからまないというようなことは、これはあたりまえのことでございます。私がいま專業と申し上げましたのは、そのような収入で、かりにその収入だけに対する経費というものを見た場合に、さういふことがあり得るかということをお尋ねしたいわけでございます。一応これは参考までに聞いていただけてけっこうでございます。

それでは、本論に移ります。

最後のほうから申し上げますが、今回の改正で、税調の答申によりまして、自動車免許証に対する課税並びに旅券に対する課税が見送られておりますが、その理由と、また、今後はどのような

もの対してはどういう姿勢でいくのか、課税するのにかしないのか、そういう点についてお伺いしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 旅券と自動車運転免許証につきまして新たに印紙税を課税したらどうかという税制調査会の答申があつたことは御指摘のとおりでございます。この点、政府の段階におきまして、種々議論をいたしまして、結局は今回見合せておわけでございます。

まず、旅券につきましては、御案内のように、私どもは、税制調査会の答申のあつておりますように、この背後に経済力ありということで印紙税の対象にすべきだと考えたわけでございますが、何ぶん、慣行と申しますか、やはり渡航は自由にすべきであるという大きな思想が一つありまして、そういった関係から見ますと、出国するとき、たとえばその国の国籍を持つ者であっても課税するということは海外渡航の自由を逆行するのではないかとというような意見が一部にあるわけでございます。さらにまた、これは観光年でもございませぬので、観光の観点から見てもどうであろうか、これはもう少し慎重に研究すべきであろうというところで、今回は見送つた次第でございます。

もう一つの自動車運転免許税でございますが、これは、もう一つ地方税との関係で指摘されたのでございます。現在自動車運転免許には免許証交付の際に手数料を取っておりますが、手数料との関係をどうするかといったような問題がございませぬ。まあ手数料と税というものは別だと思つてございませぬが、しかし、そういった両方を取るこの納税者の手数あるいはその統合の可能性、これらをも少し研究する必要があります。これが第一の理由でございます。それから、第二は、そういったことを考えますと、国で取るのがいいのか地方で取るのいいのかが、そこが一つ問題になってくるわけでございます。運転免許証を交付いたしますのは地方でございませぬので、地方でひとつ徴収することが考えられないか。そうすると、その場合には、財源の普遍性と申しま

すか、逆に言えば偏在性の問題、これから見てはたして地方で徴収するのがいいかどうか、このあたりが問題になりました。なお、納税者と申しますか、自動車関係の面から申しますと、自動車につきましても、運転免許税だけではなくて、ガソリン税あるいは物品税あるいは自動車税、こういった多くの税金が課せられるときに、運転免許税まで取ることはどうであろうかという意見もございました。このようなことを考えまして、自動車の関係に対する負担力は十分あり、国の道路需要等を考えますと相当考えるべき負担力の源泉だと思つておりますが、一応ことはそういう種々の要素から見まして見送つた次第でございます。

○田中(昭)委員 なかなか丁寧な説明で、よくわかつたようなわからぬような気がしますが、それは何もあれしておるわけではございませぬけれども、こちらの質問の最後の、今後課税するかしないか、いままでは課税するということをお考えか。たある時期においては課税するということをお考えか。たとえばパーセントでもつけようかと思つてございませぬ。八〇%なら八〇%あるとか、これは議論したけれども、ごく最近のうちにおいては見込みがなしか、そういうお考えをもう一つ……。

○塩崎政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。今後の財政事情等を考えまして慎重に検討したい、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 いまの旅券の問題にしまして、経済力云々あるいは観光年云々ということですが、観光年なんというのはこれは毎年観光年にしてもらつても日本の国策に沿わないはずはないのじゃないか、こう思つてございませぬ。ですから、ここで御答弁なさるときにも少し……それはもちろんおっしゃる意義はございませぬ。日本の国としまして今後毎年観光年にしていくということになれば旅券には課税しないという考え方をとつていいの、か、そういうように御答弁になりましたから、そのように私のほうは解釈いたしました。この問題はきょうは終わつておきたいと思ひます。

いまの問題にもちよつと関係いたしますが、この印紙税は財産権の移動に関する事実というものが形式的に行なわれた場合に課税する、このようになつておられますと、いま主税局長の御答弁の、旅券並びに自動車免許証に対する課税という問題はもう少し考えてもらわなければいけない問題じゃないか、このように思ひますから、十分その点はお考えいただきたい。財産権の移動につきましても書類を作成しなかつた行なわれる場合もあるというところをございませぬ、この案内の要綱を見てもみましてもそのようないことが書いてございませぬ、どうかその点ははっきりひとつ結論を出していただきたい、このように思ひます。

そこで、そういう財産権の移動を書類にあらわさない場合もある、また、案内によりますと、補完税としてという性格もある、並びに国税の収入に占める割合は四十一年度においては補正後の〇・九%である、また、もちろん初めには物価上昇に連動して印紙税を上げるのだ、このようないこととございませぬ。私どもとしては、税金はなるべく上げないほうがいいのじゃないか、こういう観点に立つてその点をお伺いするわけでございませぬが、四十一年度以前、昭和二十九年年度まで、補正後算決算額ですか、それに対してこの印紙税の占める割合、これをお尋ねしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 印紙税だけで申しますと、二十九年が〇・七%でございませぬが、三十二年から大体〇・九%程度維持しております。四十二年の現行では〇・八%でございませぬが、年度の改正で一・〇%、こういうふうになると思つてございませぬ。

○田中(昭)委員 そうしますと、昭和二十九年から〇・七%くらいのものでずっと来まして、四十二年の現行法でいけば〇・八%で、年度の改正によりますと一・〇%になる。そうしますと、だいぶふえたので、先ほどの案内にありました補完税というものが、先ほどの案内にありました補完税としての名目とか、そういうことから考えて、明らかにやはり国民の負担を増すものではないか。国民

の負担を増す、その国税の収入に占める割合も大きくなる、こういう点については根本的に反対しなければならぬ、こう思つてございませぬ。所得税では減税をしたといひましても、印紙で百十一億の増税、これは、国民はもう簡単にそうしかわからないと思つてございませぬ。そういう面につきましてもよく御配慮をいただきたいと思ひます。

問題は、罰則の適用、こういうことになつてまいります。その罰則の適用につきましても、先ほどからお話のありました過怠税の問題でございませぬが、この過怠税のお話を聞く前に、現行法で、受け取り書に故意にしろ過失にしろ印紙をはらなかつたという場合には、幾ら納税者は金を払うのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 現行におきましても、通告処分によりまして罰金相当額五百円を最低といたしまして、その犯則の態様によりましてそれ以上の罰金相当額を納付していただいております。

○田中(昭)委員 そうしますと、たとえば現行法で一番軽い五百円というものを見れば、年度の改正の過怠料も五百円ということになると、実質的には変わらぬわけですね。そうしますと、現在のこの社会の近代化されました諸般の事情から見ました場合に、この五百円というものに對しましては、出すほうは五百円ですから、そうしたい金額でない言ひえは言ひませぬけれども、取り締まるほうとしまして、この五百円というものについては納得がいかな、というよりも重荷を感じてゐる、私はこういう点があると思ひますが、これに對する主税局長のお考えはどうですか。

○塩崎政府委員 十分質問がみ込めなかつたのでございませぬが、取り締まりの費用その他を考えると、やはり五百円という程度の限度は置かざるを得ない。先ほど申し上げましたように、一件の犯則ということ、その人の犯則から見ますと多分にほかにも犯則が予想されますので、やはり五百円程度は最低限度とせざるを得ない、こういうふうにもも考えてございませぬ。

○田中(昭)委員 質問の要旨がわからなくて申し

わけないのですが、私が申し上げたのは、簡単に申し上げれば、いままでも五百円、今度も五百円、そういうことにおいて、結局改正された比率が反映されていない。それが一つと、それから、五百円の過慮税を取ることに、実際の実務をやる人たちが、先ほど言われましたようないろいろな事情から考えてみて、重荷に感じている、これをどうするかという問題でございました。もう一回それじゃ……。

○塩崎政府委員 確かに、手数を考えますと、五百円を千円にすることも考えられますし、また、そういったことが、取り締まりに専念される方々にとっても、その心理状態に合うのかも知れません。しかし、何と申ししても、全文改正のこの機会でもございませぬし、通告処分からこういった過慮税への改正は非常に大きな転換でございませぬ。そういったことから見ますと、やはり、この問題につきましては、現状維持、現状をスタートとして、これからの研究問題にするほうが適当ではないか、かように考えます。

○田中(昭)委員 最後の一つ手前に、この、税法の施行期日の問題でございませぬ。登録税のほうは八月以降というふうになっておるようございませぬが、印紙税は一月の準備期間で七月からと、このようになっておりますが、これはやはり、これだけの改正をやるならば、二月、三月、半年ぐらいの準備期間があつていいんじゃないか。それを申し上げれば、すぐ財政的需要というようなことになってまいりますけれども、財政的需要をおっしゃるならば、この前から私が言っておるような問題もございませぬし、それだけで片づけるのじゃなくて、納税者の国民がいまでもあまり知らないという税制について、たった一カ月ぐらひの準備期間ということではなくて、もう少し政府はあたたかい思いやりを持つべきじゃないか、このように思います。それについて、ひとつ主税局長のところで、これはいろいろな事情があつて期間を延ばそう、こういう考えに傾いてもらいたい、こう思うわけでございませぬ。

○塩崎政府委員 この点は、もう先生のおっしゃる点は十分加味いたしました。こういつた施行期日を延ばしたつもりでございませぬ。昭和二十九年に改正いたしましたときは、即日公布、施行ということとでございましたが、私は、最近の情勢から見ますと、やはり増税といったような場合には準備期間を置いたほうがいい、こういう気がいたしますし、同時にまた、減税率、免税点の引き上げは相当幅広く行なわれるわけでありませぬ。それは一つ早めに施行したい。そういう点も勘案いたしまして、七月、こういうふうにしたのでございませぬ。

○田中(昭)委員 なるほどそうでございませぬ。免税点が引き上げにならうと、国民は、この印紙税について現在まで、先ほどから言われているように、脱税しようとか、そういうことがあまりないんです。まずはっきり言ひましてあまり興味がないものを、一月早くしようがどうしようが、免税点を引き上げようが、そうそのこと自体に国民は不満を持つということではないと思ふのです。

そこで、最後と申し上げましたから、いよいよ最後にありますが、次官なり大臣に最後にお答えをいただきたいと思ひます。ずつとこれまでの話の関連上、印紙税の改正は明らかに国民には増税になる。次官もおわかりいただけたすね。国税の中においても、いままでは〇・七か八程度の割合を占めておるものも、一〇ですか、そのように割合を余計占めるようになった。こういう増税ということに對して、最後に大臣のお考えをちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○水田國務大臣 増税ということとでございましたが、御承知のように、この増税は普通の増税と違つて、実質は税の調整であるというふうに考へております。

○田中(昭)委員 以上で終わります。

○内田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○内田委員長 これより討論に入ります。通告がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 印紙税法について、日本社会党を代表いたしました、反対の理由を申し上げます。第一、印紙税法の全面改正をなすにあたりまして、政府は課税範囲の整備合理化を目標として限定別方式に課税文書を改めようとしております。現行法は、財産権の創設、移転、変更または消滅及び財産権に関する追認、承認を証明すべき証書を作成する者に印紙税を納入する義務を課しているものであります。改正法案によると、別表にこれをゆだね、人格権及び身分権に付随するものについても課税をする道を開いていることを認めることは、印紙税制度の歴史から見ましても、印紙税の本質から見ても、許せないこととありませぬ。

第二点といたしまして、通告処分制度を廃止し、過慮税制度の創設によつて罰則の整備合理化と印紙税の納付の確実な履行を行なわしめようといはしてありますが、行政罰としての過慮税は過重であり、それによつて納税意欲を高めようとすることは問題であります。それよりも、趣旨を十分に徹底して、納入意欲を高めることが必要であると思ひます。

第三に、免税点及び税率の調整と称して、所得及び物価上昇に藉口して、定額税率を現行の二倍程度に引き上げ、百十一億の増税をはからんとしていることは、認めるわけにはまいりませぬ。第四に、全文改正がなされるにあたり、非課税法人や非課税文書を追加しておりますが、財産の流通取引を本来の業務としないものまで含まれているものが残され、政令や解釈にまかされていられるものもなお多く、不十分な法改正であるといわなければなりません。

さらに、印紙税の課税捕捉にあつては、これが十分になされていません。これらを考えますときに、権力的大衆課税の性格を持つ本案に對して、反対を表明いたす次第であります。

○内田委員長 次は、永末英一君。以下、反対の趣旨を申し述べます。印紙税は、もともと明治六年に「受取諸証文印紙貼用心得方規則」というようなものが出まして、それから発足したものであります。考へてみますと、明治初年の大変動を起した日本の経済の中で、商工業者から何らかの政府の必要とする金を取るう、こういうことで発足したのでございませぬ。しかし、現在の印紙税の考へ方並びにその執行のしかたを見ておりますと、はたしてこれが税であるのかどうかという点についてきわめて疑問な点がございませぬ。

たとえば、財産権の移転を証する文書は、お互いの者がこれに合意を与えた場合には、それは法律行為として成立するのであつて、この印紙を貼付することによつて何らその法律行為に對して政府がオーソライズするというような意味合いのものではない。しかも、そういうものが行なわれておるのであります。

そういう点を考へ、また同時に、これが一連の国民の納税行為であるとするならば、その印紙の作成、そしてまた売りさばき、それらの過程について、その税を収納する大蔵省が一貫した責任ある体制をとるべきであるのに、それがとられていない、こういう点にも疑問がございませぬ。さらにまた、その行為の一端になつておる印紙の売りさばき人の処遇の問題につきましても、その手数料率といひ、あるいはまたこれに對して課税をしていふ点といひ、いろいろな疑点がございませぬ。

政府がこのような財産権移転に對して何らかの手を加えようとする場合には、これらの点をきれいに洗いかえずして、はたして税という觀念で對処し得るのかどうか、私どもは基本的にこの点に疑問を持つものであります。同時にまた、なるほどかたかなからひらがなに

全部書き改められた、その点はよろしい。しかしながら、そういうことの反省なくして税額をばかっと上げてくるということにつきましては、現在国民が物価値上がりの経済的な環境のもとで何とかしてこの値上がり食い止めたいと思つておる心に、うらはらの行為をやろうとしておるのでございます。

これらの諸点を考えますときに、この印紙税法案に対し、わが党は反対をいたすものであります。

○内田委員長 次に、田中昭二君。

○田中(昭)委員 私は、公明党を代表いたしました、ただいま議題となつております印紙税法案に対しまして反対を表明し、討論をいたすのであります。

政府は、その改正理由として、印紙税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう、その税率及び免税点について所要の調整を行ない、あわせて課税範囲の整理合理化等、制度全般にわたつて合理化をはかるとしておりますが、その実態は、税率におきましても二倍に引き上げられ、国民感情とは離れたものであります。

さらに、課税範囲の整備合理化等も、税制調査会がかつて指摘した問題点が解決され、前進も認められますが、政府にあっては、印紙税の本質から判断して、さらに検討を要すべきであります。特に、政府の言われるその補完税としての使命とも逆行いたしまして、国税の中に占める割合も多くなつております。

このような増税に対しましては反対の立場をとつて、討論を終るものでございます。

○内田委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内田委員長 次回は、来たる三十日、火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十二分散会